

山梨県公報

号外第八十六号

平成二十三年
十一月十六日

水曜日

目次

規則

山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則
.....一

規則

山梨県規則第三十三号

山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年十一月十六日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県公有財産事務取扱規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第一条 山梨県公有財産事務取扱規則(昭和三十九年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「貸付け」の下に、「(自動販売機の設置を目的とする貸付けを除く。)」を加える。

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中二十九の項を三十の項とし、二十の項から二十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十九の項の次に次の一項を加える。

二十 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する	1 本庁に係るもの						
	2 出先機関に係るもの						

まじり。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番